

「荒川水系河川整備計画（原案）」について、 関係する住民からいただいたご意見

本資料は、関係する住民からいただいたご意見です。
ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別
できるものについては、黒塗りしています。

国土交通省関東地方整備局

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2015年11月26日木曜日 1:45
宛先: ktr-ara-plan@ktr.mlit.go.jp
件名: 「荒川水系河川整備計画(原案)」意見募集 事務局宛

フラグの内容: ご協力お願いします
フラグ: フラグあり

1) 氏名

[REDACTED]

2) 住所

東京都江戸川区

3) 電話番号又はメールアドレス

[REDACTED]

4) 年代

50 代

5) 意見

- ・「荒川水系河川整備計画(原案)」の該当箇所
P.66 「(5) 景観の保全」に関連して

整備区間に現存している自然や歴史を象徴する植物等の保存について

(具体例として)

現在工事区画となっている中堤（江戸川区清新町）の葛西橋下流部分（荒川側）には、樹齢20年以上とみられる樹木が1本あります。

中堤の該当区画には、ほかに大きな木がなく、区域の歴史や自然を象徴するものもないため、こうしたものは積極的に残すよう整備後のイメージに取り入れられないでしょうか。

該当の樹木は、中堤の陸上部分における自然景観を構成するほとんど唯一の存在です。

中堤以外にも、このように歴史・自然を象徴するものについては、保存して頂ければと思います。

整備のイメージ等に、こうした現存する植物等への具体的な対処が記されていないため、意見提案させていただきました。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①	氏名	[REDACTED]	
②	住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 取手市
③	電話番号又はメールアドレス	[REDACTED] [REDACTED]	
④	年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		一、1947年のカスリーン台風洪水の再来をイメージした河川整備計画の目標流量 11900 m³/秒と、ダム等の洪水調節施設で調節後の流量 6200 m³/秒は過大である。ことに 11900 m³/秒は机上の計算値に過ぎず、目標流量を見直せば、洪水調節施設の増設は不要となる。 二、洪水調節池を第二、第三、第四と増設することになっているが、中流部の広大な河川敷は水生植物や両生類・魚類等の多様な生物の生息・生育の場となっており、洪水調節池の増設は豊かな自然を壊すものである。何より荒川の治水は現状でほぼ完成しており、第二、第三、第四洪水調節池の増設計画は無用である。 三、荒川下流部に計画する延べ 52 km の高規格堤防は巨額の公費を要するばかりか、実現は不可能だ。不可能なものを計画に取り入れる感覚は国民を蔑ろにするものであり、官僚としてあるまじき行為だ。	

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 栃木県	(市区町村名) 鹿沼市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5	42	「荒川第二調節池、荒川第三調節池及び荒川第四調節池の調節池群の整備を行う。」とあるが、調節池の増設をするべきでない。 - その理由は、そもそも基本高水流量が過大であること、近年の荒川流域の水害は破堤氾濫ではなく、ダムや調節池では防げない内水氾濫によるものであり、内水氾濫対策に資金を投入するべきであること及び調節池の増設は整備を予定する地域の豊かな生態系を破壊することである。	
5	44	「荒川下流部においては、・・・堤防の決壊を回避するとともに、氾濫時の貴重な避難場所ともなる高規格堤防の整備を行うこととし、事業実施中の地区については、整備を推進する。」とあるが、高規格堤防の整備は行うべきではない。 - その理由は、高規格堤防の整備は区画整理事業が実施される場合にのみ行われるから、いつ完成するか分からず、治水計画の手段としてあり得ないこと、現実的に連続堤防として整備することが不可能である以上、超過洪水対策として役に立たないこと、高規格堤防の整備費用は1メートル当たり4000万円にかかっており、荒川流域50キロメートルを整備するには2兆円かかるので、財政的に実現性がないこと、原案は「（高規格堤防は）氾濫時の貴重な避難場所ともなる」とするが、高規格堤防自体が避難場所となることはあり得ず、避難場所が必要であれば高価な高規格堤防ではなく避難場所を安価に建設すれば済むこと及び超過洪水対策として役に立たない事業のために住民に一時立ち退きを強制することは生活とコミュニティを破壊し人権侵害となることである。	

		• そもそも基本高水流量が過大である。 • 荒川水系河川整備基本方針では、計画規模は 1 / 2 0 0 とされた。利根川では、カスリーン台風時の洪水流量は、1 / 2 0 0 確率の洪水に匹敵するとされた。荒川でも同様と思われる。そうであれば、カスリーン台風時の荒川（岩淵）での洪水流量は約 10,560m³/s である（利根川水系砂防事務所ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/tonesui/tonesui00033.html によれば、7,020m³/s にすぎない）こと、約 10,560m³/s は計算流量にすぎないこと及び当時と現在とでは流域の森林の保水力が異なることから、基本高水流量は 8,000m³/s 程度とすべきであり、14,800m³/s は過大である。
4	33	• 地下鉄への浸水が想定されているが、どのように防御するのが全く書かれていないことは不十分である。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名			
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市
③電話番号又はメールアドレス			
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
4章	34～35	4. 河川整備計画の目標に関する事項 4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 意見は別紙2のとおり	
5章	42～43	5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (1) 洪水を安全に流下させるための対策 5) 洪水調節容量の確保 意見は別紙2のとおり	
	44～45	(4) 超過洪水対策 意見は別紙1のとおり	

荒川下流部の延べ52kmで計画されている高規格堤防（スーパー堤防）のほとんどは実現性が全くなく、下流部で実施すべき本来の治水対策の妨げになるものである。さらに対象地区の住民の生活を根底から覆すものであるので、荒川水系河川整備計画からスーパー堤防の整備を削除すべきである。

理由（１）スーパー堤防の整備は超巨額の公費を要するため、その整備計画は実現性がゼロである。

１）スーパー堤防をめぐる経過

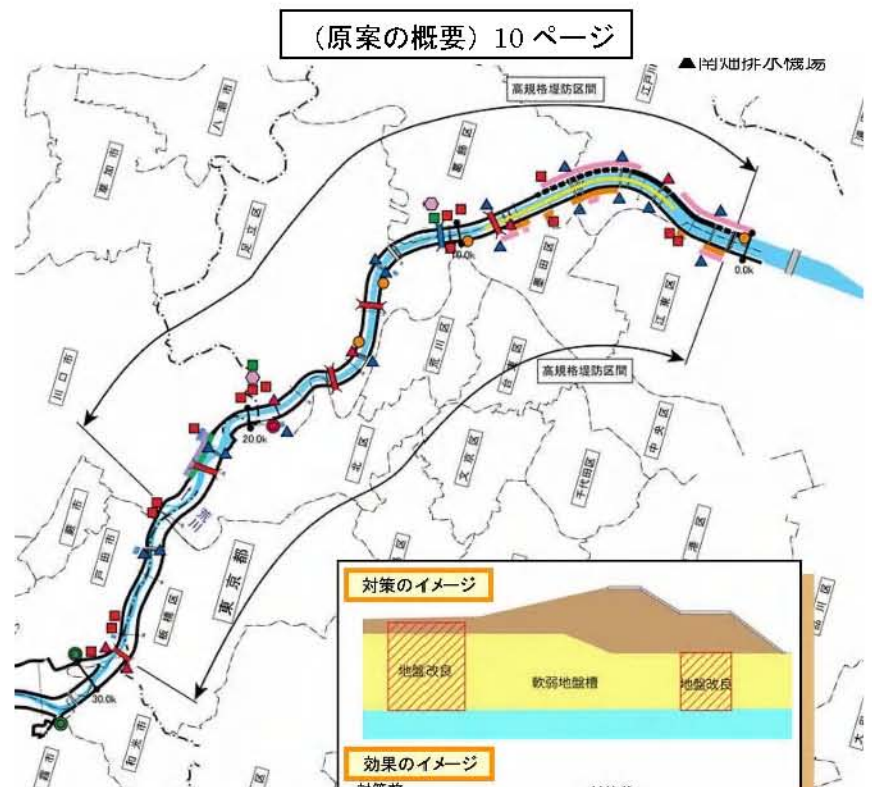
スーパー堤防は、2012年1月に会計検査院により、あまりにも非効率な事業であるとの指摘を受けた。何しろ首都圏・近畿圏6河川で6943億円の公費を投じたにもかかわらず、要整備区間の総延長873kmのうち、完成したスーパー堤防は9.463kmに過ぎず、整備率は1.1%にとどまっていたのである。

あまりにも非効率であるので、2010年10月の行政刷新会議の事業仕分けにおいてスーパー堤防整備事業は「事業廃止」と判断された。

ところが、2011年12月に国交省の巻き返りで、スーパー堤防はゾンビ事業のように生き残り、6河川の要整備区間を5河川の119kmに縮小して引き続き推進していくことになった。縮小したとはいえ、119kmはきわめて長い区間である。そのうち、荒川が最も長く、下流部の両岸で延べ52kmのスーパー堤防をつくることになった。

右図のとおり、最下流の東京メトロ東西線橋梁付近から左岸は川口市の菖蒲川まで、右岸は板橋区の笹目橋まで延々と整備することになっている。

そのうち、完成済みは数km程度であろうから、今後、荒川下流でスーパー堤防を整備する延長は50km近くにもなる。



２）荒川のスーパー堤防の実態

荒川で整備済みまたは整備中のスーパー堤防は主に次のとおりである。

	整備距離	整備期間
平井七丁目地区（江戸川区）	0.15 km	平成 6～17 年度
小松川地区（江戸川区）	2.38 km	平成 2～26 年度
川口地区（川口市）	1.34 km	平成 20～30 年度

これらのうち、整備距離が長い小松川地区と川口地区について見ると、整備がいつ終わるか、わから

ない状況にある。小松川地区の最新の整備状況図を見ると、対象面積の半分程度は未整備の状態にある。未整備箇所の扱いを荒川下流河川事務所沿川再開発課に問い合わせたところ（本年1月15日）、「スーパー堤防工事の当面の計画はなく、マンションの建て替えの時期にスーパー堤防の工事を行う」とのことであった。マンションの建て替えは遠い将来のことであるから、未整備箇所はスーパー堤防の工事見通しが実質的にないに等しく、小松川地区スーパー堤防は、窪地が混在した不揃いのスーパー堤防にならざるを得ない。

また、川口地区も同様であり、最新の整備状況図では未整備箇所が半分程度残されており、平成30年度までに完了することは到底困難である。

このようにスーパー堤防は整備が進められている一部の地区でも、スーパー堤防の機能を発揮できる状況まで至っていないところが多いのである。

この問題は会計検査院も指摘している（会計検査院報告書平成24年1月）。荒川では国交省の考え方ではスーパー堤防が8.75kmも整備されたことになっているが、会計検査院の考え方により、完成形のみを取り出すと、整備済みはわずか0.19kmに過ぎなかった。

このように荒川においてはスーパー堤防としての機能を発揮できるように完全に整備されたところは極めて少なく、計画距離52kmを整備するためには気が遠くなるような年数が必要となる。

3) スーパー堤防の整備に要する巨額の事業費

荒川のスーパー堤防の整備に一体どれくらいの費用がかかるのか。スーパー堤防はとにかく金食い虫の事業であって、区画整理事業の費用も含めて巨額の費用がかかる。江戸川で現在工事中の北小岩一丁目スーパー堤防は整備距離120㌦で、総事業費が47億円（土地区画整理の費用を含む）であり、1㌦当たり4000万円にもなる。この1㌦当たりの単価は場所によってバラツキがあるが、平均的には少なくとも2500万円程度はかかると推測される。

荒川のスーパー堤防の未整備距離を50km、整備費用を1㌦当たり2500万円とすれば、荒川下流のスーパー堤防の整備に要する費用は1.25兆円規模になる。荒川下流だけにそのように超巨額の公費を投入できるはずがなく、荒川下流におけるスーパー堤防整備計画は実現性がゼロである。

理由（2）「線」ではなく、「点」の整備しかできないスーパー堤防は治水対策として意味を持たないので、中止し、低コストの堤防強化工法を導入すべきである。

スーパー堤防が治水対策として意味を持つとすれば、かなりの長さで整備して超大洪水に備えることであるが、上述のように実際につくれるスーパー堤防はわずかの長さのものをぽつんと整備するだけであり、いわば「点」の整備でしかできない。「点」のスーパー堤防をつくっても、その周辺は通常の堤防のままなのであるから、超大洪水が来たときは周辺は溢れて決壊する恐れがあり、スーパー堤防は何の意味も持たない。

堤防の強化工法はスーパー堤防だけではない。スーパー堤防よりはるかに低コストの堤防強化工法がある。その一例は、鎧型堤防（アーモアレビー）で、三重県の雲出川で実施例がある。1㌦当たり50～100万円程度であるから、スーパー堤防の数十分の一以下の費用である。

国交省はこのように安価な堤防強化工法の導入を認めようとしませんが、その拒否の理由には科学的な根拠はなく、スーパー堤防推進の妨げになることを恐れているだけである。低コストの工法を使って堤

防を強化すれば、超大洪水に対する安全性を比較的短い年数で飛躍的に向上させることができる。国交省は流域住民の安全を守るために、荒川水系河川整備計画ではスーパー堤防の代わりに、これらの工法によって堤防強化を行うことを明記すべきである。

理由（３）スーパー堤防の整備は地元住民の生活に多大な影響を与える。

スーパー堤防の整備は多くの場合、土地区画整理事業等で堤防用地を確保することが必要になる。江戸川の北小岩一丁目地区スーパー堤防では強権的な住民追い出しが行われた。江戸川区はスーパー堤防と一体の土地区画整理事業を推進するため、直接施行（家屋の強制破壊）またはそれに近い強権的な措置を取り、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出した。そのことは新聞、テレビにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して非難の声が殺到した。

スーパー堤防の整備はそのように地元住民の生活に多大な影響を与えるものであるのもので、その面からも推進すべきではない。

理由（４）東京の都心部を貫流する荒川下流部で堤防の決壊が起されば、凄まじい被害になるにもかかわらず、その対策を実現性のないスーパー堤防の整備に委ねるのはあまりにも無責任である。

今年９月の鬼怒川堤防決壊で、もし荒川下流部で同様に堤防が決壊すれば、凄まじい被害になることがマスコミでも取り上げられ、荒川の脆弱性に大きな不安を抱いた人が少なくなかったと思う。この荒川下流部の堤防決壊の影響については内閣府中央防災会議の報告にシミュレーションの結果が示されている。

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」が平成 22 年 3 月 18 日に示した「荒川右岸低地氾濫による被害想定結果」によれば（４ページ参照）、1/200 確率の洪水で東京都北区志茂（右岸 21 km 地点）で破堤した場合は、浸水面積が約 100 km² に及び、浸水区域内人口は 120 万人、浸水世帯数は 50 万世帯にもなり、死者が 2000 人にもなる。さらに、都区内は地下鉄が縦横に走っているのもので、地下鉄への影響も大きい。地下鉄 17 路線、97 駅が浸水してしまうという計算結果であった。

東京の都心部を貫流する荒川下流部で堤防の決壊が起されば、そのように凄まじい被害が発生することが明らかであるにもかかわらず、本計画原案で示されている堤防強化対策はスーパー堤防の整備のみである。

スーパー堤防を整備すれば、越流に耐えられるというのであろうが、しかし、その肝心のスーパー堤防の整備が上述のように遅々として進まず、荒川下流部延べ 52 km のスーパー堤防の整備計画は絵に描いた餅になりつつある。

破堤すれば、多くの人命と多大な財産が失われることが確実に予想される荒川下流部の堤防強化を、実現性の見通しが無いスーパー堤防の整備に委ねるのはあまりにも無責任ではないのか。

国交省はスーパー堤防の計画に固執するあまり、国民の命と財産を守ることをおろそかにしていると云わざるを得ない。

国交省は、本計画原案に描かれている荒川下流部のスーパー堤防の整備計画を撤回して、実現性がある安価な堤防強化工法の導入を明記すべきである。

荒川右岸低地氾濫による被害想定結果の概要



中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」平成22年3月18日

7. 地下鉄等の浸水被害



中央防災会議「大規模水害
対策に関する専門調査会」
平成22年3月18日

荒川中流部の広大な河川敷は多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっている。第二、第三、第四洪水調節池の増設はそのかけがえのない豊かな自然を壊すものである。河川整備計画の目標流量を現実性のある値に直せば、洪水調節池の増設は荒川の治水対策として必要性がなくなるから、河川整備計画から削除すべきである。

理由（１）第二、第三、第四洪水調節池の増設は荒川中流部河川敷の豊かな自然を破壊する。

荒川中流部にある荒川特有の広大な河川敷は、約 70 年前の蛇行形状を残す旧流路と湿地が残されていて、ミドリシジミの食草であるハンノキ等の河畔林も形成され、多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっている。

この荒川中流部の河川敷に下図のとおり、五つの調節池をつくる構想があった。そのうち、第一調節池がダム建設事業（荒川第一調節池総合開発事業）として進められ、1997 年度に完成した。

続いて、荒川第二調節池総合開発事業が計画されたが、2000 年度に中止になった。中止の理由は水道用水の需要が低迷して利水面の必要性がなくなったことと、荒川中流の河川敷の自然を守れという声が強かったことにあると推測される。

今回の計画原案は、上記の構想のうち、荒川第二、第三、第四調節池を治水目的で造ろうというものである。洪水調節容量は荒川第二調節池 5,100 万 m^3 、第三調節池 1,500 万 m^3 、第四調節池 3,200 万 m^3 で、合わせて 9,800 万 m^3 にもなる。第一調節池の洪水調節容量は 3,900 万 m^3 であるから、中流部の洪水調節容量を 3.5 倍に増やそうというものである。これだけ巨大な容量を確保するためには、第二～四調節池の予定地で大規模な掘削を行うことが必要である。この大規模掘削によって荒川中流部河川敷の豊かな自然が破壊されることは必至である。

さらに、洪水調節池化は完成後も当地の自然に大きな影響を与える。それは乾燥化の進行である。洪水調節池はよほど大きな洪水が来た時しか、越流堤から洪水が入らなくなり、乾燥化が徐々に進行していく。現在の河川敷は洪水時に水浸しになることにより、湿地特有の豊かな生物相が維持されてきたが、洪水調節池になれば、湿地の維持ができなくなってしまう。

このように二つの面で第二、第三、第四洪水調節池の増設は荒川中流部河川敷の豊かな自然を破壊するのである。

荒川中流部の洪水調節池の構想



理由（２） 河川整備計画の目標流量としてカスリーン台風洪水の計算流量 11,900 m³/s は過大であるので、現実性のある目標流量に修正すれば、洪水調節池の増設は不要になる。

今回の計画原案は、洪水目標流量を 1947 年 9 月のカスリーン台風洪水と同規模にするとして、11,900 m³/s（洪水調節なしの岩淵地点流量）としている。これは国交省が今回行った計算流量である。荒川水系河川整備基本方針（2007 年 3 月）の資料ではカスリーン台風の計算流量は 10,560 m³/s であって、計算方法によって変わるものであり、11,900 m³/s にどこまで信頼性があるのかは不明である。さらに、カスリーン台風当時は山が荒れていた戦争直後の時代であり、その後、植林が進められ、森林が育って山の保水力が高まってきたことにより、洪水の出方が小さくなってきているはずである。今から約 70 年も前の洪水の数字を使うべきではない。

荒川水系河川整備基本方針

表 3-1 主要洪水と洪水被害

洪水発生年	原因	流域平均 3 日雨量	岩淵地点 最大流量※ ¹	被害状況※ ²	
明治 43 年 8 月 8 日	台風	477mm	——	家屋全・半壊及び流出	18,147 戸
				床上浸水	192,613 戸
				床下浸水	69,982 戸
昭和 22 年 9 月 13 日	カスリーン 台風	466mm	約 10,560m ³ /s	家屋全・半壊及び流出	509 戸
				床上浸水	124,896 戸
				床下浸水	79,814 戸
昭和 33 年 9 月 25 日	狩野川台風	282mm	約 6,540m ³ /s	床上浸水	135,189 戸
				床下浸水	370,385 戸
昭和 57 年 9 月 10 日	台風 18 号	326mm	約 5,930m ³ /s	床上浸水	6,931 戸
				床下浸水	12,363 戸
平成 11 年 8 月 14 日	熱帯低気圧	354mm	約 7,650m ³ /s	家屋全・半壊及び流出	2 戸
				床上浸水	192,613 戸
				床下浸水	69,982 戸

※¹ 計算流量

※² 出典 M43～S33：熊谷气象台 HP，東京市史稿，東京都水害史，東京都水防計画（資料編）
S41～H14：水害統計

※³ 主要な洪水の基準地点岩淵における洪水到達時間は 12～18 時間（角屋の式）である。

荒川においてその後、最も大きな洪水流量は 1999 年 8 月洪水の 7,650 m³/s（岩淵地点）（荒川水系河川整備基本方針の資料による）であるから、河川整備計画の目標流量は 8,000 m³/s とすれば十分である。今回の計画原案による洪水調節後の河道目標流量は 6,200 m³/s であるから、整備後の河道で 6,200 m³/s を流下させることが可能となっている。

荒川には上流に洪水調節機能を持つ既設ダムが滝沢ダム、浦山ダム、二瀬ダムと三つあり、中流には荒川第一調節池がある。上流 3 ダムの洪水調節容量は合わせて 7,780 万 m³、荒川第一調節池の洪水調節容量は 3,900 万 m³である。

今回の計画原案の 43 ページには下記のとおり、9 洪水の引き伸ばし計算（戦後最大洪水規模への引き伸ばし）で、上記の既設洪水調節施設により、7,300 m³/s 以下までの低減が可能となっている。（横堤・広い高水敷あり（B）が現況を示す。）

9 洪水の洪水調節なしの流量は示されていないが、目標流量 11,900 m³/秒に近い値であるはずである。したがって、11,900 m³/秒規模の流量を既設洪水調節施設により、7,300 m³/秒以下まで下げているのであるから、この計算結果から考えて、目標流量を 8,000 m³/秒に修正すれば、既設の洪水調節施設で河道目標流量の 6,200 m³/秒以下まで下げることが容易である。したがって、目標流量を現実的な洪水流量に修正すれば、荒川調節池の増設による洪水調節はまったく無用のものとなる。

なお、荒川流域における最近の浸水被害は荒川からの越流によるものではなく、ゲリラ豪雨によって降った雨が掃け切れずに溢れてしまう内水氾濫（小河川の氾濫を含む）によるものである。

内水氾濫による浸水被害の防止には、ダムや洪水調節池による洪水調節は何ら役に立たない。雨水貯留・浸透施設の設置、末端排水路・小河川の流下能力の増強、排水機場の強化など、内水氾濫対策への取り組みが急務であり、荒川水系河川整備計画の治水対策も洪水調節地の増設は取りやめて、内水氾濫対策に重点を置いたものに修正すべきである。

(原案) 43 ページ

横堤・広い高水敷による貯留効果量、第二・第三・第四調節池整備による効果量

洪水名 (洪水波形)	岩淵地点流量 (m ³ /s) ※1			横堤・広い高水敷による 貯留効果量 D=A-B (m ³ /s)	第二・第三・第四調節池 整備による効果量 E=B-C (m ³ /s)
	横堤・広い高水敷なし (A) ※2	横堤・広い高水敷あり (B) ※3	第二、第三、第四調節池あり (C) ※4		
S13.8.29	7,200	6,200	5,400	1,000	800
S16.7.20	8,000	6,700	5,700	1,300	1,000
S22.9.13	7,500	6,400	5,600	1,100	800
S33.9.24	8,300	7,000	5,800	1,300	1,200
S49.8.30	6,700	5,800	5,300	900	500
S57.8.1	7,400	6,200	5,300	1,200	900
S57.9.10	8,100	6,900	5,700	1,200	1,200
H11.8.12	8,600	7,300	6,000	1,300	1,300
H19.9.5	8,100	6,900	5,700	1,200	1,200

※2 現況の広い高水敷と低水路の間に壁を立てた場合の、岩淵地点の流量。

※3 現況の広い高水敷の場合の、岩淵地点の流量。

※4 第二、第三、第四調節池を整備した場合の、岩淵地点の流量。

(意見提出様式)

「荒川水系河川整備計画(原案)」に対する意見

①氏名		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) さいたま市
③電話番号又はメールアドレス		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
		1. 荒川下流部の延べ52kmで計画されているスーパー堤防のほとんどは実現性が全くなく、下流部の治水対策を遅らせるものでしかありません。さらに対象地区の住民の生活を根底から覆すものであるので、河川整備計画から高規格堤防の整備を削除すべきです。 2. 荒川中流部の広大な河川敷は多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっています。洪水調節池の増設事業はそのかけがえない豊かな自然を壊すものです。荒川の治水対策としての必要性がないから、洪水調節池の増設計画は河川整備計画から削除すべきです。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		
②住所		(都道府県名) 東京都 (市区町村名) 小平市
③電話番号又はメールアドレス		
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・ <u>50代</u> ・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
5	44 - 45	スーパー堤防は巨額の費用を要するにもかかわらず、完成の見通しが全く立たず、半永久的に凸凹の堤防のまま残される可能性が高い。中央防災会議は、荒川下流部で堤防の決壊が起されば、凄まじい被害が発生すると予測しているが、本計画原案で示されている堤防強化対策はスーパー堤防の整備のみである。スーパー堤防が点的にしか造られなくても、そこが避難箇所になるからよいのだと国交省は弁明しているが、それでは多くの箇所で決壊し、都心部まで浸水するという甚大な被害を防ぐことはできない。一点豪華主義に固執して、住民の生命財産を軽んじているとは思えない。もっと地道な堤防強化策を講じてはどうか？ 一番弱いところから強化し少しずつ確実に被害を軽減するのが、国交省の本来の仕事ではないのか？ 巨額の費用と長い工期を要するスーパー堤防事業は、国交省とその関連団体の利益のためにあるのではないかと勘ぐりたくなる。堤防強化策として、かつては国交省もフロンティア堤防などを研究し、現実に今も決壊したところでは応急対策として矢板等を打っている。国交省は土堤原則を振りかざし、矢板等を堤防に入ればかえって壊れやすくなると主張しているが、その応急処置の箇所を後できちんと整備するときには、矢板を抜くのか？ やっていることが矛盾している。鬼怒川決壊のようなことが起きないように、スーパー堤防計画を削除し、漸進的で確実な堤防強化策を盛り込むべきである。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名			
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) さいたま市桜区大字五関 191-6
③電話番号又はメールアドレス			
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
目次		5. 1 「河川工事の目標」は「河川工事の目的」の誤り	
2	22	(2) の自然環境 この項目は、荒川の自然環境の現状と課題を記載しているが、荒川の自然の総合的な記載とごく限られた対策に終わっている。環境対策は、1, ビオトープネットワーク 2, 中流の砂州対策 3, 下流のヨシ原再生のみである。 荒川の河川環境を正確に記載したうえで、自然環境の課題を明確に記載しなければ、30年後の荒川の河川環境を具体的に保全・整備することは不可能はないか。 河川環境は、河床、河川水、河畔林、堤防、調節池、耕作地などで構成されている。河床を河川の一要素とすれば、荒川下流域は感潮河川でありながら高水区域とテトラポットにより干潟が消滅している。クロベンケイガニ等小動物は小さな干潟でも生息できるが、シギチドリなどの干潟を生息域とする鳥類は、荒川から絶えて久しい。河川水では、秋ヶ瀬に堰があるため水流の大部分は上流に向かって遮断され、小さな魚道のみで中流域とつながっているが、ダムに至っては下流からの生物遡上は全くできていない。高水区域に関しては、下流域での河畔林再生が課題と考えられるし、堤防の植生は荒川築堤により壊滅的打撃を受けている。 調節池に関しては、荒川第一調節池がすでに完成しているが、建設当時は生物多様性に関する法的義務がなかったため、設計段階からの工夫が少なく、元々あった自然環境の復元には至っていない。ダムに関しては、滝沢ダム等の設置など、災害防止上やむをえなかったと考えても自然環境にとっては大きな痛手となっている。 また、河川環境の連続性について考えれば、グラウンドやゴルフ場等が適正に配置されることなく建設されたため、自然環境の連続性が著しく失われている。 このようなことは、グーグルで荒川の航空写真を見れば誰でも理解できる内容であるにもかかわらず荒川を管理し、なおかつ、今後の荒川の長期計画を立案する国の機関がこれらを現在も問題点として認識をしていないことに大きな失望を感じます。 是非これらの内容について、今一度河川の構成要素ごとに現状認識と課題点を明確にし、今後30年の具体的計画の立案を望みます。 河川工事は100年先の未来までも続く重要な国家事業です。是非荒川という河川の位置及び環境特性を十分把握したうえでの工事計画及び工事を望みます。	

2	2 4	(3) 河川空間の利用 河川環境を地域の住民の誰でもがいつでも、どこでも利用できるようにすべき。具体的には、グラウンドや、ゴルフ場等の再編を進め、その地域にあった自然環境を再生し、誰もが河川環境を利用できるようにする。河川敷にグラウンドを多く設置すれば利用者は当然増加する。河川敷のスポーツ施設は、野球、サッカー、ゴルフ場等特定の競技に偏っているとともに団体利用が原則のため、特定の利用者が特定の時間のみ使用している。そのため施設利用率が平日は著しく低い。現在スポーツ人口は多く、その種類は多種に渡り、昭和の頃のように特定の球技に人口が集中している状況とは異なる。これらの団体に属さない者や地域住民は、これらの施設があるため、逆に河川環境から閉めだされている。 これらの施設は、河川環境を著しく損なうばかりでなく環境の連続性を阻害している。その状況は、荒川下流から国道16号までの河川敷にまとまった河畔林がないことにも現れている。 河川の災害は、ピーク流量をコントロールして災害防止を図ることが基本であるが、特定のスポーツのピーク需要を満たすためこれらの施設を河川敷に建設し続ければ、荒川の河川環境は消滅をしてしまう。 それを防ぐためには、スポーツの種目や時間帯、使用規模等ハード面よりもソフト面から利用の効率化を図るよう各自治体を指導し、グラウンドやゴルフ場については、今後本来の河川環境に戻す計画を立案すべきではないか。 具体的に現在の荒川は、下流部では自然地A%グラウンドB%ゴルフ場C%自然系の公園D%と記載し、この数値を今後30年でどのような理由で、どう再配分するのかを具体的な数値目標として記載するのが、河川を管理する者としての責任ではないのか。 改正河川法の趣旨に則り、河川環境は河川区域でしか確保されないし、保全できないので、内部目的化された河川環境についても災害の防止同様に具体的な数値を掲げて、目に見える形で対応すべきと考える。
4	3 3	15行目の「水環境の改善」とは具体的にどのような環境を意味しているのか不明のため、具体的な例示をすべき。
4	3 3	整備基本方針の1のウに次の項目の記載があるが、本河川整備計画で目標として記載していないのはなぜか。 1、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境及び良好な景観を次世代に引き継ぐ。 2、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定める。 3、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。 4、動植物の生息地・生育地の保全については、良好な生態系を育む河川環境の保全再生に努める。 これらの項目を具体化し、本整備計画の目標として記載する必要がある。

4	3 3	1 5 行目 「生物多様性の保全に配慮した動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図り」と記載されているが、生息環境の確保いわゆる場所の確保だけで、肝心の河川環境に生息している動植物等、多様な生物そのものの保全が抜けているので、前段に「生物多様性の保全及び」を追加する。 4 の 1 5 行目に「生物多様性の保全に配慮した動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図り」と記載されているが、「4. 3 の河川環境の整備と保全に関する目標」この項目を具体化する記載がされていない。河川整備計画は中期的な整備内容を示すことが求められていたため、どのような手法で河川環境の整備及び保全を行うのかを具体的に記載する必要がある。 また、河川環境は、前述に記載の通り、河床、河川水、河岸、堤防、調節池、ダム、連続性などで成り立っている。これらの各環境において今後 3 0 年に渡りどのような手法で河川環境を整備、保全、再生、創出を行うのか記載する必要がある。
4	3 7	言葉の使い方。 2 行目の「目指す」 5. 8. 1 4. 2 4. 2 6 行目の「務める」、1 7. 1 9 行目の「推進する」はこれらの行為状態が目標ではないはず。これらについては、「図る」等の目標となる用語に置き換える必要がある。 2 行目 「河川環境を保全」に「整備、再生、創出を追加」する。以下同様に多様な工事手法に対応できるよう整備計画に追加する必要があるため。 整備基本方針には「河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。」と記載されているが、この内容についての記載がない。また、具体的にどのような手法で河川環境の整備及び保全を図るのかをこの項に記載する必要がある。 1 1 行目以下 1 7 行目まで 「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出をしていく」と記載しているが、生息環境の確保いわゆる場所の確保だけで、肝心の河川環境に生息している動植物等、多様な生物そのものの保全が欠落しているので、前段に「河川における生物多様性の保全及び」を追加する。
5	3 8	5 行目 「検討する」を「検討し実施する」に変更すべき 理由 検討は整備の実施には当たらないため
5	3 8	7 行目 「河川工事の目標」は「河川工事の目的」の誤りであるため修正するとともに、目標と目的は意味が異なるため、この項については文章全体を修正する必要がある。「取り組む」、「推進する」、「検討する」、「努める」の用語が使われているが、これらは河川工事の目的ではないので修正すべき。
5	3 8	2 0 行目、3 0 行目 「調整の上」は「調整のうえ」に修正
5	4 1	3 行目 「動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮」はその環境だけの配慮であるため、河川区域に生息している動植物等生物の多様性についての配慮も追加する

		必要がある。
5	4 3	2行目 「現に河川敷に形成されている多様な生物の生息環境」はその環境の配慮だけであるため、「河川区域に生息している動植物及び生物の多様性等」についての配慮も追加する必要がある。
5	5 1	7行目から 河川法による河川整備計画は、「個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにすること」と定められているため、個別災害対策工事に対応する環境対策について、記載する必要がある。 また、河川環境の整備と保全について記載しているが、河川は、河川水、河道、低水路、高水敷、堤防、調節池、ダム、などで構成される。本整備計画は、防災工事について河川法に基づき細かく記載されているが、河川環境に対する工事は、総論の記載のみで、個別工事に関する具体的な環境対策が記載されていないため記載する必要がある。 その理由として、埼玉築堤と称する工事は、堤防法尻の湿地を埋め、既存堤防の表土を剥ぎとり堤防の拡張と補強をしている。堤防の補強は危害を防止するため、必要な工事と考えるが、問題はその工事の手法にある。 環境対策として、絶滅危惧種等の植物を一部移植しているが、改正河川法施行のはるか以前と思われる小手先の対応しか行っておらず、国としてまた、事業者として生物多様性基本法を遵守していない。その結果、堤防川側の湿地環境を全て破壊するとともに数十年来の安定した堤防植生も破壊し、外来種が著しく繁茂している状況となっている。 更に築堤工事は下流から上流に向かって行われているため、上流に良好な環境があれば、洪水等で在来種の種が流れ、植生の回復が期待できるが、工事の進行により上流も植生の劣化が進み、流域全体の自然植生の復活は著しく困難となっている。 また、上流部の新たな工事箇所は、外来種の発生比率が高く、この高くなった箇所から多量の外来種の種子が流下するため、河川全体の外来種比率が高いままとなることも予想される。 これらを防止するため、在来種や、在来植生又は堤防上の表土を有効利用した工法などの調査研究を行い、現存植生を悪化せずに築堤工事を行うべく本整備計画にその手法を明示されたい。 また、工事箇所の表土であるが、表土そのものは草や木の根などを含んでいるため、築堤材としての使用はできないものの、河川環境上重要な資源でその価値は計り知れない。土木的には表面下1mの土と10cmの土は同じと考えられるが、生物学的には非常に異なる。表土中には植物の栄養素だけでなく、多種多様な植物の種子が埋蔵されるとともに微生物や、バクテリアなど、荒川が100万年以上をかけて蓄積してきた遺伝子資源が埋蔵、保存されている。これら荒川だけの遺伝子を資源としてまた、資産として未来の人々に残すため、表土の有効利用と流域外に持ち出すことを禁止する項目を新たに設け、明記すべきではないか。表土は河川水と同じく国民の財産です。 生物多様性基本法は平成20年に施行されているが、河川の環境対策がこの法律

		の趣旨に沿って工事が行われていない現状に鑑み、本整備計画にその旨記載すべきと考える。 河川法は、河川環境が保全されるように管理し、公共の福祉を増進することも目的としている。表土は国民の財産であるとともに資源でもあり、これら表土から生まれた薬品が、公共の福祉に大いに寄与していることは、ノーベル賞をいただいた大村さんの業績からも明らかです。 荒川の中流域は川幅日本一を名乗るほど面積も広く、かつ河畔林や旧流路など様々な環境があり複雑にからみ合っている。また、この地域は、まとまった自然環境が残されている箇所も多い。すでに国によって河川敷の民地買収が進んでいるためか、耕作が行われなくなって時間が経過しているため、ハンノキ林や、自然植生の回復が著しい地域でもある。それに伴い元々生息していた生物のみならず、生物の多様性が向上しており、荒川中流域の核となっている重要な地域である。この区域に広大な調節池を建設すれば、荒川だけでなく、埼玉県全体の生態系に多大な影響を及ぼすこととなる。まずは、国土交通省としてその重要性を理解しているのか疑問である。河川環境の現状においては一応触れているものの、調節池群を建設した場合の課題については、一切記載をしていない。これら荒川の核たる環境が失われれば生態系の回復は困難どころか不可能となる。一旦絶滅をしてしまった種は元には戻らないことを明記し、調節池建設に当たっては、数年に渡る事前の環境調査及び将来に渡っての影響調査、工事に伴う環境への影響や完成後の状況変化等を詳細に調査、検討するとともに、在来の生態系（自然環境や、生息している動植物を含む）が悪くならないようにどのように保存、改変するのか、その手法や時期、また、更に生態系を豊かにする手法や仕組みを具体的に記載すべきではないのか。 もしそれぞれの項目の計画記載が困難であるならば、現に存在する河川環境及び生物の多様性（質及び量）を維持するするとともに更に、新たな環境を調節池建設とともに創造して、更に生物多様性を豊かにする工事を行うと明記すべきではないか。 そのためには、国だけではなく地域住民や学識経験者、また新技術の開発及び調査等あらゆる手法を活用して工事を行うことを望むと同時に本計画にその旨を明記すべきと考える。
5	5 1	9行目 荒川整備基本方針には「ウ 河川環境の整備と保全」の項で「河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る」。と記載されているので、本計画では上記項目を記載するとともに更に踏み込んだ記載が必要。 理由 方針と同じレベルでは工事計画作成の意味がないし、法律の趣旨にも背くため。この内容では旧来の工事実施基本計画よりも後退している。
5	5 2	2行目「生活史を支える環境を確保できるよう配慮」そもそも「生活史を支える環境とは何か、何処にどのような環境及び手法で確保するのかを具体的に記載する必要がある。整備方針に記載されている域をでておらず、河川法に定める整備計

		画は「個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする」要件を満たしていないので、具体的に記載をすべき。
5	5 2	3行目以降 ここでは「コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークの形成のための整備を推進し」となっている。 しかし今回計画している調節池3基の場所は、中流域のエコロジカルネットワークの核となる地域。その地域の環境を河畔林から水辺空間へと大幅に変革するのであれば、この地域を中心とした、具体的なネットワークの概要を示すべきではないか。今回の整備計画は河川法で定めた基本方針中の代償措置が入っていないなど、方針に定めた内容すら記載しておらず、整備計画の記載内容としては環境面において具体性に掛け不十分。 調節池でどのような自然環境を創造し、それらを周辺環境とどのようにネットワークさせるのか、計画が示されていない。 荒川の環境に重大な影響を与える河川整備については、事前調査及び環境情報の収集分析に十分な時間を掛けて対応すべきである。総務省が基本方針作成後5年を経過しても整備計画ができていない旨の指摘により、関東地方整備局は早急に計画を立案するあまり、河川法本来の目的を逸脱したこのようなずさんな計画を短期間に策定すべきでないを考える。
5	5 3	2行目 {河川維持管理は、「本整備計画」及び荒川の河川特性「並びに環境調査結果」を十分に踏まえ} のとおり「 」 かつこ部分を追加する。 理由 現在進められている荒川築堤では、整備基本方針や河川環境調査などの結果に沿った工事が行われておらず、生物多様性が著しく損なわれている工事が多いため。
5	5 3	10行目 「動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮する。」とあるが、「配慮する」とは何をどの程度配慮するのか曖昧な表現であるため、等の後に生物多様性基本法で国の責務でもある「河川区域内の生物多様性を損なわないよう」を追加する。
5	5 3	24行目「 機能が維持されるよう努める。」を「機能を維持する。」に変更する。 理由 努力目標ではなく、維持しなければ災害の発程は防止できないため。
5	5 9	7行目、8行目、「検討」及び「努め」となっているが、「操作規則等は作成する」。「洪水調節効果は把握する」「改修等を行う」。旨の表現にすべきと考える。 10行目また、「なお、調節池内の河川環境については、前記「サイクル型維持管理」により生物の多様性が維持又は向上するよう管理を行う。」を追加する。 理由 どのような基準により調節池の維持管理を行うのか明確にする。
5	5 9	15行目「市民」を「地域住民」に変更 理由 必ずしも市民ではないため

5	6 4	1 9 行目、2 3 行目 「調査を行う。」「調査・研究を行う。」と記載されているが、当然その調査・研究に基づいて川道、河床の維持管理を行う旨を記載する必要がある。
5	6 5	2 0 行目「河川水辺の国勢調査」等となっているため、含まれると回答すると思われるが、「収集整理を行う」の後にまた、過去において荒川にかかる自然環境調査（例えば埼玉県が行った荒川総合調査や、荒川第一調節池動植物調査報告書等）等国土交通省が行った過去の調査を含めて、情報の収集及び公開を行いより良い河川行政を行うための基礎資料とする。を加えていただきたい。そうすることで河川情報をより広範に開示し、災害及び河川環境の充実に資すると考えられるため。 ちなみに公表は報告書を加工したものではなく、全文の公開をまた、休止している現状の公開システムについては早急に復旧するよう要請する。
5	6 5	2 2 行目「市民団体」を「地域住民団体」に変更 理由 必ずしも市民ではないため
5	6 5	2 4 行目「河川管理や自然環境上支障がある場合」を「自然環境上支障がある場合及び国土交通省外来植物対策手引き並びに」に変更する。 理由 工事を行う場合の事前対応を含めるため。
5	6 5	3 0 行目「自然環境が保全されるよう」を「自然環境を保全するとともに更に河川環境が良好となるよう」に変更する。 理由 作業の幅を広げるため
5	6 5	現在さいたま市内において防災ステーション建設が計画されているが、この工事は湿地環境を4ha 弱埋め立てを行う工事にもかかわらず、生物多様性に対する対応が計画段階からなされていない。これは国が行う事業として、生物多様性基本法に定める国の責務や、工事を行う事業者として同法を遵守義務があるため、この項に新たに防災ステーションの項目を追加し、生物多様性について代償措置を含めて対応するよう記載すべきと考える。
5	6 6	2 5 行目 「市民団体」を「地域住民団体」に変更 理由 必ずしも市民ではないため
6	6 8	8 行目「推進を図る努力を継続する。」とは一体どのような状態をいうのでしょうか。水循環基本法では「第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。」と定められています。「推進する。」とするのが適当ではないか。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名	[REDACTED]	
② 所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 桶川市
③電話番号 又はメールアドレス	[REDACTED]	
④年代	60歳以上	
意見該当箇所	意見	
章	頁	
目次		整備計画策定者の姿勢について以下の点について、問題がある。 1. 河川法第16条の2第4項における必要な措置は、国民からの疑問に真摯に応じることも含まれる。提出者の質問にその場で答えなければいか、後に回答との約束も果たされていない。そのために公聴会の機会を失ったことも申し添えておきたい。 2. 有識者会議の傍聴について、関係団体への全面公開を求める申し入れに対し、一度も回答がないばかりか、計画案策定者でありかつ有識者会議の事務局も公開の姿勢ではない。「過去に別の会議で大きな声を出したものがいた」ことを理由に非公開にしたことは、傍聴を望む国民や関係団体にする先入観を国として披露したものであり、人権問題である。内閣府の進める共生社会に自ら反する言動で、河川法の趣旨が徹底されているとは感じられない。 3. 第3回の有識者会議では、計画策定者側の説明ができなかったことにより、実質的審議がなされなかった。第4回の最後の会議がパブコメの提出最終日の今日12月24日である。実質的に会議を傍聴し内容を理解し、意見を提出することは、会議が東京で行われていることなどもふくめ、無理である。計画の中身についての疑問にも答えず、策定者側の都合で意見を出させられる立場の国民とはい

		ったい何なのであろうか。策定者はあまりにも不遜であり、憲法第15条第2項 すべて公務員は、全体の奉仕者であることを肝に銘じるべきであり、河川法の必要な措置は不十分である。 4. 財源なくして計画はありえない。大風呂敷を広げても、まさに絵に描いた餅になるからである。30年間の整備計画が総額いくらと試算され、毎年どのくらいの予算で進められていくものか、実現可能性はあるのかが、検証されない限り計画とはなりえない。1056兆円を超えた国の借金の中で、どのような財政計画によって実現可能なのか、明確にすべきである。
1	25	天然林やスギ・ヒノキ等の人工林が分布し、の後に、「ているが、近年は鹿やイノシシなどの食害に荒らされ、水源の涵養機能が低下している所が多く見受けられ」を入れる。 水循環基本法による総合的取り組みは不可欠になっている。良い事ばかりの記述はできない。
2	18	上記1の部分、森林の涵養機能が失われつつある現状を記載すべき。水循環基本計画では「健全な水循環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図ることは不可欠である。このため、地下水の水量や水質への効果・影響に留意しつつ、水の貯留・涵養機能の適切な維持又は回復に向けた取組を推進する。」とあり、総合的な河川整備に位置づける必要があり、そのためには課題として明記すべきである。
	22	(2) の自然環境 ① 荒川の自然環境の現状と課題の割には、極めて大雑把である。基本方針に記載された内容とほぼ変わりがなく、その程度の環境調査で計画をつくっているのかと不安になる。最低限2-5表はもっと細かいものに変え、水辺の国政調査以外の調査結果をもりこむべきである。 ② その上で流域の環境をどのように評価するかを具体的に示さなければ、計画実施による影響や対策は不明なはずである。 ③ 従って、環境対策がビオトープ、中流の砂州対策、下流のヨシ原再生のみでシンプルに書かれており、対策の中心となるのではお粗末である。生物多様性保全の観点が不足している。 ④ 前述の涵養林の機能低下も挿入すべきである。
	25	① (3) 河川空間の利用に、スポーツやレクリエーションとあるが、広大な敷地を占有しているゴルフ場を明記すべきである。多くの人に利用されているのは公園のみ、他のグラウンドは一定の団体、ゴルフ場は1日の利用客は極めて少ない。ここは、きちんと区別をした記述とすべきである。 ② ゴルフ場などは、農薬や着色剤などの飛散や河川への流出など、その実態を把握して、水質や河川環境の悪化の課題として載せるべき

		である。 ③ 花火大会は削除すべきである。このイベントはオープンスペースを超えた利用となっており、駐車場や人が一気に出入りすることによる環境破壊は著しい。長く続いているイベントの利用制限が難しくとも、好ましいと推奨すべきものではない。もし記述するのであれば、課題も書くべきである。
	29	気候変動適応策にも、森林の涵養機能が重要であり、流域水循環協議会の立ち上げと取り組みは欠かせない。
4	3 7	基本方針では、ウ 河川環境の整備と保全ウ 河川環境の整備と保全で「多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境及び良好な景観を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、」 ① 空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、 ② 河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。 ③ 実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりも資する川づくりを推進する。 ④ 動植物の生息地・生育地の保全については、良好な生態系を育む河川環境の保全・再生に努めるとともに、上流から下流までの動植物の生息・生育環境の連続性の確保、多様性のある水際環境及び湿地環境等の整備や保全を図り、 ⑤ 水系を骨格として、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカルネットワークづくりに努める。 とあり、具体的な動植物の生育目標まで明示しており、整備計画はこの方針をさらに具体化する目標を定めなければならないにも関わらず、きわめて抽象的であり、詳細を明示すべきである。
5	37	① 整備計画の性質上、目指す、努めるはなじまない表現であり、推進する、抑制する、保全するなどに変えるべきである。責任逃れの表現は慎むべき。 ② ここは基本方針を分割して記載したに過ぎず、上記に述べたごとく、具体的な記述、30年間の目標を書くべきである。 ③ 9行目、ダム貯水池について、可能なかぎり抑制とあるが、具体的にどのようなにするのか記述すべき。 ④ 11.12行目、生物多様性の保全の目標が抜けている。河川環境の保全では、あいまいであり、河川における生物多様性の保全・創出にかえる。 ⑤ 19行目、ユニバーサルデザインに配慮と有るが、河川空間でどのようなものがuniversalデザインになるのか、不明である。 ⑥ 19行目、「人と河川との豊かなふれあいの確保については」の後に、「生物多様性に配慮しつつ」を入れる。

5	38	これらの多面的な機能を横断的に連携して発揮させるような効果的な施策を検討する。とあるが、環境と治水・利水・防災機能と同義としてとらえられない。「環境の保全と両立した機能が発揮できるよう効果的な施策の検討をし、実施する。」と変える。
5	39 40	この膨大な施行箇所は総額いくらになるのか、明示すべきである。財政計画無き計画は整備計画として欠陥である。ざっと計算して 62.5k と 31 か所の整備は、低く見積もって 100 メートル 1 億としても 625 億円 + 650 億円以上、年 20 数億必要である。
5	41 42	これ等の予算も膨大である。まずは整備の優先順位とその考え方、予算額をしめすべきである。これでは、これだけの工事が必要ですよ、と示したに過ぎず、計画ではない。
5	42	11 行目、詳細な調査及び検討を行いつつ、とあるが、調査の内容は明示すべきである。目標に合わせた調査となると、環境アセス法のスコーピング、代替案、利用実態、などその姿勢を明示すべきである。 11, 12 行目、関係機関と調整の上、とあるが、具体的にどのような視点での調整なのか、明示する。
5	43	① 2 行目、「多様な河川空間の利用などに配慮」は削除する。限られた面積で多様な利用をしている現状で、関係者の意見を聞いた場合、当然利用者の声は大きくなる。河川法の趣旨からすると社会的、政治的配慮は決してあってはならないので、治水と環境の両立を基準とすべきである。 ② 7 行以下の参考資料の効果量が記載されているが、30 年の段階的整備が記されていない。また、面積と水位もはっきりしない野に、30 年の間に 3 調整池の整備が可能なのか、10 年に 1 か所の実現は不可能ではないか。その予算額はいくらなのかとも明確にしていきたい。
5	45	2 行目。関係者との調整状況を踏まえつつ、とあるが、反対する地権者が多い中で、どの程度の進捗が見込まれるのか不透明であり、30 年管理実現は不可能であり、見直すべきである。 高規格堤防（スーパー堤防）は、2010 年 10 月の事業仕分けで「事業廃止」と判断され、また 2012 年 1 月に会計検査院からも非効率と指摘をうけている。首都圏・近畿圏 6 河川で 7000 億近い予算で、完成した高規格堤防は 10 キロ弱、整備率は 1.1% である。 荒川は下流部の両岸で延べ 50km 近くの高規格堤防をつくることになっているが、予算を明示すべきである。高規格堤防は、堤防強化のみにとどまらず、区画整理と住宅の移転を伴うものであり、膨大なコストがかかると言われている。1 兆円以上の規模にのぼると予想されるが、今回の整備箇所は 1.2k のみとなっている。 この整備で洪水対策が可能なのか、1.2k でどのような効果があるのかも明示すべきである。 また、30 年で 1.2k であるから、あと 1,250 年かかることになり、これは河川整備計画とはいえない。 身近に迫った温暖化やゲリラ豪雨などの災害に対して、下流域をいか

		に効果的に減災出来るか、真剣に取り組み、再度計画を練り直すべきである。
5	46 ～ 50	耐震対策、内水対策、危機管理対策の施行箇所についての予算を明示すること。
5	51	河川環境の整備と保全に関する事項は、たった3行である。 これまで荒上の環境保全会議で、工事の環境対策について、何度となく協議を重ねてきても、おぼろしの対策で終わり、著しい環境破壊をしてしまった箇所など、現場の工事事務所の意識や姿勢は残念ながら、乏しいものがある。すでに整備計画の実施の一部が施行されている現状で、同じ轍を踏まない政策が必要である。 7行目、「河川の状況に応じ」の後に生物多様性国家戦略にある「○ 事業の計画・実施にあたっては、地域のNGO や関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。 (国土交通省) ○ 自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。(国土交通省) ○ エコロジカルネットワーク形成のため、河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。(国土交通省) ○ 魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入出する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどとの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性(エコロジカルネットワーク)を改善していきます」とある内容をきちんと盛り込むべきである。 例えば、河川の状況をきちんと調査。評価し、生物多様性国家戦略の元、その影響の評価と対策を科学的知見に基づいて検討し、実施していきます、など。 9行目、の後に、基本方針では「ウ 河川環境の整備と保全」の項で「河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る」。とあり、対策の中に大小措置を明確に位置付けて記載をすること。
5	52	11 行目、ユニバーサルデザインに配慮した河川整備を具体的に示してほしい。そもそも、高規格堤防は、ユニバーサルデザインとはいえない。夏の暑い時にじりじりと照り付けるようなコンクリートの堤防やグラウンドなどは誰をもスムーズに訪れるとはならない。

5	53	10 行目、コスト縮減に努め、の後に、「コストについて精査し、代替案も含めて検討し、生物多様性に配慮しつつ」といれる。 コスト縮減は、お題目だけでは、意味がない。 何度も記述しているように、それぞれの施策について、予算を明示し、その中でコスト縮減はどのようにされるのか、代替案はあるのかも含めて検討することが必要である。
5	54 ～ 59	施行場所の工事を辞した場合のコストを明示すること。可能なかぎりの概算でも良いが、実現可能性の無い施策は計画ではない。 また、項目を立てて、事業実施に当たり優先順位の考え方、をいれる。 すべての事業が同時並行で実施できるわけではないのは自明の理であり、先に実施する事業を選定する基準は必要である。
6	68	8 行目「推進を図る努力を継続する。」は「推進する。」に変える。 水循環基本法の理念を踏まえながら、の次に「流域水循環協議会と連携ししながら」を入れる。
		そのあとは時間切れです。

荒川水系河川整備計画(原案)意見募集事務局

(意見提出様式)

1/2

「荒川水系河川整備計画(原案)」に対する意見

① 氏名		
② 住所	(都道府県名) 千葉県	(市区町村名) 松戸市
③ 電話番号又はメールアドレス		
④ 年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ 意見	
章	頁	
5章	44～45	(4) 超過洪水対策 荒川下流部で計画されている高規格堤防は実現性が全くなく、かえって実施すべき本来の治水対策の妨げになる。さらに地区の住民の暮らしを破壊し、生存権を脅かすものであるから、荒川水系河川整備計画からスーパー堤防の整備を削除すべきだと考える。 なぜなら、スーパー堤防の整備はあまりにも巨額の公費が必要なので、全体計画としての実現性がない。 スーパー堤防は、区画整理事業の費用も含めて大変巨額の費用がかかる。江戸川で現在工事中の北小岩一丁目スーパー堤防は整備距離 120 年で、総事業費が 47 億円(土地区画整理の費用を含む)であり、1 年当たり 4000 万円にもなる。 荒川のスーパー堤防の未整備距離を 50km、整備費用を 1 年当たり 2500 万円とすれば、荒川下流のスーパー堤防の整備に要する費用は 1.25 兆円規模になる。荒川下流だけにそのような公費を投入できるはずがないので、荒川下流におけるスーパー堤防整備計画は実現性があるとは思えない。 スーパー堤防は長い時間をかけないと完成しないので、短期間では部分的なものしか出来ず、治水対策として意味を持たない。それよりも堤防強化工法を導入することが急務である。 実際につくれるスーパー堤防はわずかの長さのものをぽつんと整備するだけであり、いわば「点」の整備でしかできない。「点」のスーパー堤防をつくっても、その周辺は通常の堤防のままなのであるから、大洪水が来たときに周辺は溢れて決壊する恐れがあり、スーパー堤防は何の意味も持たない。これは素人が考えても想像できることではないか。 堤防の強化工法はスーパー堤防だけではない。スーパー堤防よりはるかに低コストの堤防強化工法がある。その低コストの工法を使って堤防を強化すれば、大洪水に対する安全性を比較的短い年数で飛躍的に向上させることができる。国交省は流域住民の安全を守るために、荒川水系河川整備計画ではスーパー堤防の代わりに、これらの工法によって堤防強化

(意見提出様式)

を行うことを明記すべきである。

何よりもスーパー堤防の整備は地元住民の生活に大変な影響を与える。

スーパー堤防の整備は多くの場合、土地区画整理事業等で堤防用地を確保しなければならない。江戸川の北小岩一丁目地区スーパー堤防では長年住み慣れた土地から、高齢者を無理失理追い出すという強権的な方法が強行された。江戸川区はスーパー堤防と一体の土地区画整理事業を推進するため、家屋の強制破壊やそれに近い過酷な措置をとり、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出したのである。長年愛着のある土地に住む高齢者を強制的に追い立てて、3年後には、斜めに盛り土した同じ土地にまた引っ越して来いなどとは、よく言えたものだ。そのことはマスコミにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して非難の声が殺到した。

第一、スーパー堤防が洪水時に避難所ともなるというが、誰が大洪水の起こっている川近くの堤防に戻ってきてそこに避難しようと思うだろうか。机上の空論もここに極まれりといしか言いようがない。とにかくスーパー堤防の整備は地元住民の命と暮らしを破壊し、大変な影響を与えるものであるもので、推進すべきではない。

東京の都心部を貫流する荒川下流部で堤防の決壊が起されば、大変な被害になるにもかかわらず、その対策をスーパー堤防の整備のみに委ねるとは、あまりにも悠長で無責任ではないか。

今年9月の鬼怒川堤防決壊で、もし荒川下流部で同様に堤防が決壊すれば、凄まじい被害になることがマスコミでも取り上げられ、荒川の脆弱性に大きな不安を抱いた人は多かったと思う。

荒川下流部で堤防が決壊した場合は、浸水面積が約100km²に及び、浸水区域内人口は120万人、浸水世帯数は50万世帯にもなり、死者が2000人にもなる。さらに、都区内は地下鉄への影響も大きい。地下鉄17路線、97駅が浸水してしまうという計算結果もあった。

東京の都心部を貫流する荒川下流部で堤防の決壊が起されば、そのように凄まじい被害が発生することが明らかであるにもかかわらず、本計画原案で示されている堤防強化対策はスーパー堤防の整備のみである。

スーパー堤防を整備すれば、越流に耐えられるというのであろうが、しかし、その肝心のスーパー堤防の整備が上述のように遅々として進まず、荒川下流部延べ52kmのスーパー堤防の整備計画は絵に描いた餅になりつつある。

破堤すれば、多くの人命と多大な財産が失われることが確実に予想される荒川下流部の堤防強化を、実現性の見通しが無いスーパー堤防の整備に委ねるのはあまりにも無責任ではないのか。

国交省は、本計画原案に描かれている荒川下流部のスーパー堤防の整備計画を撤回して、実現性がある安価な堤防強化工法の導入を明記すべきである。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名			
②住所		(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 江戸川区
③電話番号又はメールアドレス			
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	44～45	4. 河川の整備の実施に関する事項 5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (4) 超過洪水対策 意見 1、超過洪水対策として、高規格堤防の整備をうたっているが、その整備にあたっての仕組みとして、まちづくりとの共同事業として進めることとなっているが、東京都江戸川区平井4丁目におけるマンション建設との共同を国交省自らが放棄し、その実現を断念している現状・事実がある。この1つ点をとっても、「高規格堤防」自体を自ら断念しているものとする。 2、「高規格堤防」は、巨額の費用を要するもので、財政ひっ迫の折、その実現は断念すべきである。 3、「高規格堤防」は、その構造においても、防災性に乏しいものである。荒川下流において、その企画を達成している完成堤防はない。 4 「高規格堤防」がまちづくりとの共同事業であるがゆえに、その計画の実現性はないものとする。 5、「高規格堤防」構想自体を中止することを強く求める。 以上	